

## 理事選出に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、理事選出に関し必要な事項について定める。

### (理事の種別)

第2条 理事は選挙によって選出される理事（以下選挙理事と略記）と、選挙によらないで選任される理事（以下非選挙理事と略記）とに区別する。

### (理事の定数と要件)

第3条 理事の定数については、選挙理事は7名以上10名以内、非選挙理事は選挙理事の定数未満とする。

- 2 理事総数の8割以上については、医師理事を選任することとする。
- 3 非医師の理事は、医師理事数が理事総数の8割を下回らない限りにおいて選任することができ、選挙理事、非選挙理事は問わない。非医師の選挙理事は3名を上限とする。
- 4 非選挙理事の任期は最長通算6年とする。

### (選挙理事候補者の資格)

第4条 選挙理事候補者は、審査申請時において以下の全ての資格を有するものとする。

- (1) 集中治療の領域において指導的立場で活躍している評議員であること。
- (2) 医師は本学会の専門医であること。
- (3) 査読を有する集中治療関連英文誌に筆頭／責任著者の業績が3編以上あること。
- (4) 会員歴10年以上であること。
- (5) 10年以上の基礎医学または臨床業務経験者であること。
- (6) 原則として本学会認定施設において集中治療に従事していること。
- (7) 65歳未満であること。

### (選挙理事候補者の申請)

第5条 選挙理事候補者になるには、当該年度の申請書類締切日までに理事会に届け出る。

### (選挙と選挙人)

第6条 これら届け出のあった選挙理事候補者につき、郵送または電磁的方法を用いて選挙を行う。

- 2 この選挙の選挙人は、この選挙が行われる年度の評議員とする。

### (選挙の方法)

第7条 選挙理事の選挙は郵送もしくは電磁的方法を用いて行い、次の各項に従う。

- (1) 選挙にあたっては、理事長が評議員2名以上に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は5名連記の無記名投票とし、電磁的方法の場合は5名を選択する。
- (3) 以下の投票は無効とする。

- 1) 郵送の場合は正規の用紙、電磁的方法では正規のフォーマット等を用いないもの。
  - 2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
  - 3) 所定の人数を超える氏名を記載したもの。
  - 4) 所定の人数を記載しなかったもの。
  - 5) 同名連記したもの。
  - 6) 判読不能のもの。
- (4) 当選者の確定は次の各項に従う。
- 1) 郵送または電磁的方法のどちらの場合も選挙管理委員の立ち合いのもと、開票を行う。
  - 2) 有効得票数がもっとも多いものから順次、定数までの候補者をもって当選とし、選挙理事就任予定者とする。また獲得票数を選挙管理委員の署名とともに公表することとする。
  - 3) 定数最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、選挙管理委員立ち合いのもとに抽選によって順位を決定する。また欠員が生じた場合のために次点者も決定、公表するものとする。

(非選挙理事候補者の資格)

第8条 非選挙理事の選任においては以下の資質を考慮することとする。

- (1) 選挙理事を補完するものであること。
- (2) 理事選挙立候補の有無、選挙結果には縛られない。
- (3) 就任時に65歳未満であること。

(非選挙理事の選出)

第9条 非選挙理事は第9条に定める非選挙理事選考委員会において選出されるものとする。

(非選挙理事選考委員会)

第10条 非選挙理事選考委員会は次の各項に従って開催する。

- (1) 非選挙理事選考委員会の招集は現理事長が行う。
- (2) 非選挙理事選考委員会は電磁的方法による開催も可能とする。
- (3) 非選挙理事選考委員会は選挙理事就任予定者からなる。
- (4) 非選挙理事選考委員会は、選挙理事就任予定者の3分の2以上が出席しなければ成立しない。
- (5) 非選挙理事は非選挙理事選考委員会にて協議の上、決定する。

(欠員の補充)

第11条 選挙理事に欠員が生じた場合には、理事会の議を経て次点者から順次欠員を補充するものとする。

- 2 非選挙理事に欠員が生じた場合には、臨時理事会を開催し、必要と判断した場合、全選挙理事からなる非選挙理事選考委員会を開き、非選挙理事候補者を選出するものとする。非選挙理事選考委員会は3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事の選任)

第 12 条 選出された選挙理事候補者および非選挙理事候補者は、定時あるいは臨時の社員総会の決議によって選任する。

(改定)

第 13 条 この細則は理事会の議により改定することができる。

附則

この細則は、2005 年 10 月 3 日から施行する。

この改定は、2006 年 5 月 16 日から施行する。

この改定は、2007 年 4 月 25 日から施行する。

この改定は、2012 年 2 月 27 日から施行する。

この改定は、2014 年 1 月 1 日から施行する。

この改定は、2014 年 8 月 11 日から施行する。

この改定は、2017 年 12 月 15 日から施行する。

この改定は、2018 年 5 月 28 日から施行する。

この改定は、2021 年 2 月 11 日から施行する。

この改定は、2021 年 4 月 26 日から施行する。

この改定は、2021 年 12 月 10 日から施行する。

この改定は、2024 年 8 月 26 日から施行する。

この改定は、2026 年 2 月 18 日から施行する。